

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について
(構成案及び基本的事項素案)

構成案

1. はじめに
2. 水域類型指定の基本的事項について
3. 国のあてはめ水域における水域類型の指定について
 - 3.1. 北上川
 - 3.2. 多摩川
 - 3.3. 大和川
 - 3.4. 吉野川
4. 今後の課題
5. おわりに

水域類型指定の基本的事項（素案）

2. 水域類型指定の基本的事項について

（1）類型指定の基本的考え方について

類型指定の必要性の判断等の基本的な考え方については、答申及び部会決定で示された考え方を踏まえると以下のとおりとなる。

水生生物の保全に係る水質環境基準（以下、「水生生物保全環境基準」という。）の水域類型の指定（以下「類型指定」という。）は、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこと。

水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、類型指定を検討する必要はないが、その要因を検討することが重要であり、要因の解決により水生生物の生息が可能となった場合には、類型指定を行うこと。

類型指定にあたっては、水生生物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先すること。

類型指定を効果的・効率的に進める上で、既存の生活環境の保全に関する環境基準（以下、「水質環境基準生活環境項目」という。）の水域類型の指定内容を最大限活用すること。その場合にあつて、既存の水質環境基準生活環境項目で水産を利水目的としない類型が指定されている水域については、溶存酸素濃度が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合には水域類型の指定の優先度は一般に低くなるものと考えられるが、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等から、水生生物の保全を図ることが重要であると判断される場合には、優先して類型指定を行うこと。

人為的な原因だけでなく自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等）により検出される可能性のある物質が、当該水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されると判断される場合には、類型指定に当たって水域の事情を十分に考慮すること。その場合にあつて、自然的原因が明らかに環境基準超過の原因と判断される場合には、超過する項目の環境基準としての適用を除外する方法、自然的原因に加え人為起源の発生源も原因として考えられる場合には、環境基準の達成状況の評価に当たって自然的原因が含まれていることを配慮する方法等により水域毎に水域の事情に応じて

行うこと。

類型指定を行う水域の区分については、以下の点に留意しつつ、効率的な監視・評価を行う観点から、これまでの区分を最大限活用すること。

- (ア) 類型指定を行うべき海域は、内湾及び沿岸の地先海域の範囲とすること。
- (イ) 汽水域については、水生生物の生息という観点からは特異的環境とも考えられるが、正確に汽水域を特定することが困難であることから、これまでの水域区分^(注)によること。その場合にあつて、河川に区分される水域のうち、主に海域に生息する水生生物が明らかに優占して生息するなど水生生物の生息状況について配慮を要すると判断される場合には、環境基準の達成状況の評価に当たって当該事情を十分に配慮する方法等により水域毎に水域の事情に応じて行うこと(P)。
- (ウ) 塩水湖については、当該水域における水生生物の生息状況から、湖沼又は海域のいずれか適切な類型を指定すること。
- (エ) 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域については、その水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合には可能な限りそれらの水域を一括して指定すること。

(注)

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成17年6月29日付け環水企発第050629002号環土発第050629002号環境省環境管理局水環境部長通知)(抜粋)

第1 環境基本法関係

(3) 水域類型の指定を行う際の水域境界の判断

環境基準の水域類型の指定を行う際の海域又は湖沼とそれ以外の公共用水域との境界については、以下により判断することとする。

1) 海域と海域以外の公共用水域との境界

ア 海域と接続する海域以外の公共用水域が河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の一級河川である場合には、同法施行令(昭和40年政令第14号)第5条第2項の河川現況台帳の図面に記載されているところをもって、海域との境界とする。

イ 当該公共用水域がアの河川以外の河川である場合にあっては、次によること。

ア) 河口において突堤又は防波堤が突出している場合には、兩岸の突堤又は防波堤の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。

イ) 河口において河川護岸又は河川堤防とが明らかに区別できる場合は、兩岸の河川護岸、又は河川堤防の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。

ウ) ア)及びイ)に該当しない河川等にあっては、左右岸の河川堤防法線又は河川部分の水際線を海域に延長した線と海岸部における通常の干潮時の汀線との交点を結んだ線をもって、海域との境界とする。

ウ 河口部が河川区域であると同時に港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域又は漁港法(昭和25年法律第137号)第2条の漁港である場合であって、港湾又は漁港以外の河川区域に対し港湾区域又は漁港である部分の幅が大幅に拡大し、流水が停滞性を示しているときは、前記ア及びイにかかわらず当該河口部は海域として取り扱う。

2) 湖沼と湖沼以外の公共用水域との境界

1)のイのウ)に準じて判断することとする。

この場合において、湖沼の汀線は湧水時の汀線とする。なお、人造湖の場合にあっては、その上流端は、湧水時のバックウォーターの終端とする。

(2) 類型指定を行うために必要な情報の把握について

類型指定を行う際には以下に掲げる情報を整理することが適当である。【今後の海域に関する情報についての検討も行った上で、追加・修正される場合がある】

水質

既存の水質環境基準生活環境項目の類型指定の状況、水質の状況に関する情報を把握した上で、水生生物保全環境基準の類型指定の検討を行うこと。

水質の状況については、水質環境基準生活環境項目及び水生生物保全環境基準項目の最近の水質の状況に関する情報の把握を基本とし、必要に応じて、塩分濃度、透明度等の水質項目を把握すること。

また、併せて、水生生物保全環境基準項目による著しい水質汚濁が進行している水域については、自然的な原因を含め、当該水質汚濁の発生源の状況を可能な限り把握すること。

水温

水温の情報は水生生物の生息状況の適応性を判断する際の重要な要因であるため、特に河川及び湖沼においては原則として把握すること。海域についても基礎的な情報として可能な限り把握すること。

水域の構造等

水底の底質を構成する材料、主な人工構造物、流れの状況等の情報を、必要に応じて、可能な限り把握すること。

魚介類の生息状況

魚介類の生息状況に関する情報は水生生物の生息状況の適応性を判断する際の重要な要因であるため、原則として把握すること。その場合にあつて、河川及び湖沼は、生物A類型に該当するイワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物、生物B類型に該当するコイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の生息状況についてそれぞれ把握すること。

生息状況に関する情報については、魚介類の採取及び目視等による調査結果、漁業協同組合等に対する水産漁獲状況に関する調査結果を基本とし、必要に応じて、漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況、水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況、産卵場、幼稚仔の生育状況等についての情報を参考情報として把握すること。

産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報は水生生物の生息状況の適応性を判断する際の重要な要因であるため、原則として把握すること。

産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報については、産卵場、幼稚仔の生息の場に関する調査結果、水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水産動植物の保全の必要性が示されている水域の設定状況を基本とし、必要に応じて、一般的に幼稚仔の生息場所とされる、淀み、後背水域、水際植生の草地、藻場、干潟、珊瑚礁等の状況を参考情報として把握すること。

(3) その他

その他、以下の点に留意して水域類型の指定の検討を行うことが適当である。【今後の海域に関する情報についての検討も行った上で、追加・修正される場合がある】

淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類について

淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類を検討する際には表 を例示として参考とすること。ただし、表 は主な魚介類の淡水域における類型分類を試みたものであるが、あくまでも例示であること、また、水生生物の生物相は水域の特性に応じて形成され地域特性を有するものであり、類型指定の検討に際しては個々の水域の水生生物の生息特性を踏まえて水域毎に検討するべきものであることに留意すること。

【分類に関する留意点について必要に応じて追記等を行う】

水域類型指定の適宜見直しについて

水域の利用の態様の変化等事情の変更があれば水域類型指定について適宜見直しの検討が必要となるため、常時監視における環境基準項目の水質の状況の把握のほか、水生生物の生息状況等水域類型指定を行うために必要な情報を適宜把握し整備しておくこと。